表い全鉄の要求に下記ヒスル二十四日迄ニ会ヒ中午
明方来延ニ全員集合決定スル和議ノ行詰
ニ至レル原因ハ斯様ニ解決ノ緒ニ於テ当局ノ
大ナル誤解ニ基クト共ニ人夫説得ニ当リ
結果ヤハ人ヲ解散セシ
翌十日当局者斯様ノ結果ヲ以テ一応解決セラ
要求ヲ容レ来延セラレタシ
解決ノ上ハ人夫ヲ明後十二日迄ニ
増加シ交渉ニ入ルコト
二、人夫ハ其ノ中ニ五日ヲ以テ引上ノコト

（協調會勞働課）